三　アビラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、安息香酸、エンテロコッカス　フェカーリス、エンテロコッカス　フェシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、β―グルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム　ブチリカム、サッカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、着香料（エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。）、中性プロテアーゼ、二ギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルス　コアグランス、バチルス　サブチルス、バチルス　セレウス、バチルス　バディウス、ビコザマイシン、ビフィドバクテリウム　サーモフィラム、ビフィドバクテリウム　シュードロンガム、フィターゼ、フマル酸、フラボフォスフォリポール、ムラミダーゼ、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス　アシドフィルス、ラクトバチルス　サリバリウス、ラサロシドナトリウム及びリパーゼ並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

四　アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、クエン酸モランテル、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナイカルバジン、ナラシン、モネンシンナトリウム及びラサロシドナトリウム並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

五　前各号に掲げる物を二以上含有する製剤

○農林水産省告示第四百五十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第二条第二号の規定に基づき、昭和五十一年農林省告示第七百五十二号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第二条第二号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤を次のように定める。	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第二条第二号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤を次のように定める。
一　（略）	一　（略）
二　アンプロリウム・エトパベート製剤、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン製剤、クエン酸モランテル製剤及びナイカルバジン製剤	二　アンプロリウム・エトパベート製剤、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン製剤、クエン酸モランテル製剤、ナイカルバジン製剤及びハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム製剤
三　亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、安息香酸、アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、エンテロコッカス　フェカーリス、エンテロコッカス　フェシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、β―グルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム　ブチリカム、サッカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシンナトリウム、着香料（エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。）、中性プロテアーゼ、ナイカルバジン、ナラシン、二ギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルス　コアグランス、バチルス　サブチルス、バチルス　セレウス、バチルス　バディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ビコザマイシン、ビフィドバクテリウム　サーモフィラム、ビフィドバクテリウム　シュードロンガム、フィターゼ、フマル酸、フラボフォスフォリポール、ムラミダーゼ、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス　アシドフィルス、ラクトバチルス　サリバリウス、ラサロシドナトリウム及びリパーゼ並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤（新設）	三　アビラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、安息香酸、アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、エンテロコッカス　フェカーリス、エンテロコッカス　フェシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、β―グルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム　ブチリカム、サッカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシンナトリウム、着香料（エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。）、中性プロテアーゼ、ナイカルバジン、ナラシン、二ギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルス　コアグランス、バチルス　サブチルス、バチルス　セレウス、バチルス　バディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ビコザマイシン、ビフィドバクテリウム　サーモフィラム、ビフィドバクテリウム　シュードロンガム、フィターゼ、フマル酸、フラボフォスフォリポール、ムラミダーゼ、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス　アシドフィルス、ラクトバチルス　サリバリウス、ラサロシドナトリウム及びリパーゼ並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤
四　前三号に掲げる物を二以上含有する製剤	四　アンプロリウム・エトパベート製剤、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン製剤、クエン酸モランテル製剤、ナイカルバジン製剤及びハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム製剤

○農林水産省告示第四百五十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和